

豊田市若年層向け暮らしの魅カプロモーション業務委託プロポーザル 質問への回答

通番	質問	回答
1	審査基準書を Excel で送付いただく事は可能でしょうか。	・別途送付いたします。
2	啓発物 1000 部想定について、印刷・郵送費の費用は受託者にて計上でしょうか。	・啓発物の制作については、実施の有無を含めて御提案をお願いします。啓発物を制作することが提案の中に含まれる場合は、必要と考える制作部数を含め、印刷や郵送等全ての費用を受託者側の経費として計上してください。
3	中長期の離脱防止とあるが、想定されている目標はございますでしょうか。	<p>・現時点で、若年層日本人の転出超過抑制を、目標の1つとして想定しています。(※)</p> <p>(※) 本市では15～39歳の日本人が、2021年10月1日～2024年9月末の3年間で、約3,700人の転出超過となっています。(参考：第9次豊田市総合計画)</p> <p>・ただし、御提案いただく取組の内容に応じて、目標設定につきましてあわせて御提案いただければ結構です。</p>
4	<p>評価基準</p> <p>・業務担当責任者の業務実績</p> <p>業務担当責任者が担当した官公庁発注のプロモーション業務における通算経験年数</p> <p>【ご質問内容】</p> <p>通算経験年数は期間でしょうか、もしくは業務を実際携わった時間でしょうか？</p> <p>例えば、契約期間が1年のものを2010年に1件受託、その後、2020年に1件経験した場合</p> <p>2010年から2020年までで10年間とするか、契約期間1年のものを2件経験しているのか2年間とするか</p>	<p>・携わった業務の契約期間の通算で判断させていただきます。ただし、月以下は切捨てます。</p> <p>例1：契約期間が1年のものを2010年に1件、2020年に1件経験した場合 → 2年と判断</p> <p>例2：契約期間が1年のものを、2015年に3件経験している場合 → 3年と判断</p> <p>例3：契約期間が1年のものを3件、1年6か月のものを1件経験した場合 → 4年と判断</p> <p>・なお、実施要領等において、業務担当責任者等の経歴は、令和2年度以降に実施した業務を対象と記載しておりますが、評価基準を鑑みて、平成27年度以降の業務であれば通算評価の対象とすることに変更いたします。本変更を踏まえて、提案書等の作成をお願いいたします。</p>